

史料紹介

昭和十三年一月二日付澤田廉三宛長岡春一書簡

―常設国際司法裁判所との協力終止に関して―

神山晃 令

一 概要

昭和十三年一月二日、河相達夫外務省情報部長は、同年九月三〇日国際連盟（以下「連盟」と略す）理事会が「各聯盟国ハ帝国ニ対シ規約十六条所定ノ制裁措置ヲ個別的ニ執リ得トノ報告ヲ採択スルニ至ツタ」ことから、日本政府は昭和八年連盟脱退通告以後も「聯盟ノ平和人道的諸事業ニ参加シテ来タノテアルカ、不幸今回ノ聯盟決議ノ結果帝国ハ向後之等ノ協力ヲ終止スルコトト為ツタ」旨の談話を発表した。周知の通りこの「聯盟諸機関トノ協力終止」は、一〇月一二日近衛文麿外務大臣により閣議請議され、同一四日決定されたもので、常設国際司法裁判所との関係についても「国際司法裁判所規程ノ脱退ナル法律問題ニ触レス事実上司法裁判所トノ関係ヲ絶ツ」こととされていた（外務省編『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一七七一一―一七七二、一七七四―一七七五頁 第993、995文書）。

そしてまさに本件が閣議請議された同日一〇月一二日付で長岡春一

常設国際司法裁判所判事から、来たる一五日に外務次官に就任する澤田廉三宛てに本書簡が送られてきたのである。それは、翌昭和十四年末にその任期が切れる長岡判事から、連盟との協力終止に際して、その進退につき問い合わせるものであった。

但し、本書簡後半には「私事」にわたる記述もあったため、外務省記録にはこれが省かれて綴られている（外務省記録 B91082「帝國政府ノ国際連盟脱退関係一件 国際連盟諸機関トノ協力終止関係」）。

この欠落部分は、長岡の私的な一面を垣間見られる史料として興味のあるところであるが、書簡としては不完全なものであるため、『日本外交文書』には採録しなかった。しかし本書簡は、日中戦争に突入した日本政府が、連盟との協力を終止するにあたり、その進退につき当惑する長岡判事の生の声を伝える貴重な史料と史料されるので、本稿で註を付しながら紹介したい。なお、翻刻にあたっては読みやすさの便を考慮し、適宜句読点及び改行を補った。

二 昭和十三年一〇月一二日付 澤田廉三宛長岡春一書簡

澤田賢台⁽¹⁾長岡春一⁽²⁾

十月十二日

拝啓 新聞報に依れば外務次官の重任御引受相成候趣慶賀此事に御坐候。

時局多事の際、殊に漢口陥落前後の重大時期に当り充分御活躍祈念に不堪候。諺に「健康の身体に健全の精神」と申す通り、御健康に障害相生候ては折角の御蘊蓄も之を傾くるに由なかるべきに付、乍蛇足此点篤と御留意肝要と存候。

嘗て寿府会議⁽⁴⁾の際大兄御起草の仏文会議録御恵送相受候が、当時の悲壮なる御追憶尚未た新たなるべく、何卒東亜福祉の為万遺憾なきを期せられ度候。

歐洲にては「チェッコ」問題一段落相付き⁽⁵⁾、ベネシユ旧大統領⁽⁶⁾に対して友人として頗る同情に不堪次第には候得共、先年令兄節蔵君と共に寿府に出張の際、満洲事件に対する同氏の態度は我々に取り甚だ嫌焉たるもの有之、反日論者の急先鋒を以て任し、口癖の如く、自分は毫も満洲事件に容喙する意思なきものなるが主義の問題として若し之を忍容するに於ては他日歐洲に類似の事態発生の場合自国保全の処置

に窮すと申述候に付⁽⁸⁾、小生は右に對し、其場合理窟でチェッコ救済の道あるやを疑ふと直截に反撃せしを記憶致居候が、此経緯より見たる同氏に對しては氣の毒ながら小生として殆んど同情の余地無之候⁽⁹⁾。

去十月八日のマタンに、御承知の Stephane Lauzanne⁽¹⁰⁾ 氏の論説あり。其中の一句

Il (Benès) est bien, à cet égard, l'homme de Genève. Il en était même le symbole. ——— Genève l'a perdu et il a perdu son

pays. Mais lui au moins a payé sa faute et Genève n'a pas encore payé toutes les siennes.

は相当皮肉に候⁽¹¹⁾。

寿府と申せば、過日聯盟理事会にて又々愚決議を可決せる為め、帝國は聯盟關係の諸機関及諸會議より一切離脱するに決せる趣、外務当局談として同盟通信に見受候⁽¹²⁾。

小生此夏以來当ナミユール⁽¹³⁾に滞在致居、全然仙人の境涯相送居候為、本邦の情報に關しては寿府より転送の同通信以外何等之を有せず候処、新聞には右の例外として司法裁判所に對する協力は従来通りとの追記有之候が、右は來年裁判官の総選挙以後の協力を意味する次第に候や⁽¹⁴⁾。実は小生本春東京出發の際広田外相より、帝國は司法裁判所には従来通り協力する積りなる所、來年の総選挙に新候補を出すは事態上好ましからざるに付、今一度立候補の承諾を得度くとの事にて、小生も外相意のある所を付度し⁽¹⁵⁾、山田博士等本邦仲裁々判官団の同意を経⁽¹⁶⁾、九年の全期間在任するや否やは別問題とし、差当り総選挙には立

候補すべき旨を快諾し、右の基礎にて家事上の諸手配を為し帰任せる次第に有之。

次て本夏織田博士海牙来遊の時¹⁷、相当時期に本邦仲裁々判官団の推薦すべき外国候補者に付何分の情報提供すべき旨口約致候。

裁判所は十二月五日参集の予定に付、右情報も其機会に之を取纏め度、就ては来年の総選挙に本邦参加するや否や御一報を得度。

右は大兄を煩はす程の問題には無之候得共、前記小生出発当時の事情御耳に入れ置度と存、記載致せし儀に御坐候間、御返事は条約局長¹⁸よりにて無論結構に候¹⁹。

以下は純然たる私事にて御繁用の御身柄に対（以下欠損）

※本草書体書簡の読み下しには、小野聡子外交史料館元期間業務職員、仏文の解説については、濱口學國學院大學名誉教授の助言を得たので、記して感謝の意を表します。

注

(1) 澤田廉三は、一八八八（明治二二）年一〇月一七日鳥取県岩美郡浦富村生まれ、一九一四（大正三）年七月東京帝大法科大学法律学科卒業後、同年一月外交官及領事官試験合格、第一回連盟総会全権随員（大正九年）、電信課長（大正一五年）、在英国大使館一等書記官（昭和五年七月二日）、在仏国大使館参事官（昭和七年一〇月一日）、在ニューヨーク総領事（昭和九年二月一〇日）、満州国大使館参事官（昭和一一年一〇月

三一日）などを経て、第一次近衛文麿内閣では、近衛首相兼任外相のもとで一九三八（昭和二三）年一〇月一五日に外務次官に就任、一九三九（昭和一四）年九月二六日在仏国大使に任命されるまで、引き続き有田八郎、阿部信行両外務大臣を支えた。一九四三（昭和一八）年七月、初代ビルマ大使を経て一九四四（昭和一九）年九月小磯国昭内閣のもとでも外務次官を務めた（昭和一二年二月 外務大臣官房人事課編『外務省年鑑 貳』二九八―二九九頁）。

(2) 長岡春一は、一九三二（昭和七）年三月一八日在仏国大使着任以来、ジュネーブの国際連盟臨時総会における満州事変の審議に際し、廉三の兄澤田節藏国際会議事務局長などとともに、その対応にあたったが（昭和八年一〇月 外務大臣官房人事課編『外務省年鑑 貳』九六、一二七頁）、その結果「我々が総会ヲ引揚タ二月二十四日ハ、筆者ガ去年日本ヲ立ツタ当日デ、満一周年ノ今月今日聯盟ト絶縁スルニ至ツタノハ誠ニ奇縁デアル」と述懐している（外務省編『日本外交文書 日本外交追懐録（一九〇〇―一九三五）』八二〇頁）。

(3) 一九三八（昭和二三）年一〇月二六日漢口は陥落し、二八日陸海外三大臣は「漢口方面政務処理要綱」を決定し、「漢口方面ノ政務關係ノ処理ハ国軍ノ作戦並治安維持ノ範圍ニ止メ爾他ノ政務ハ努メテ支那側ノ実施ニ委スル」方針を採ることとした（昭和一三年一〇月二八日付 陸軍・海軍・外務三大臣決定「漢口方面政務処理要綱」（外務省編『日本外交文書 日中戦争 第二冊』二二六―二二六二頁 第674文書））。

(4) この「寿府会議」の時期、内容については必ずしも明らかでないが、

一九三二(昭和七)年二月二日ジュネーヴで開催された国際連盟一般軍縮会議には、当時国際会議事務局長であった澤田節蔵が全権委員随員として参加したが(昭和六年二月九日付発令)、長岡春一及び節蔵の弟である澤田廉三は待命中で、いずれも同会議には参加していなかった。

澤田廉三は、この頃すなわち一九三二(昭和七)年一月一日、長岡在仏国大使の下で大使館参事官に任命され、同年一月には国際連盟航空委員会における日本代表となり、一九三三(昭和八)年五月ローマで開催された同委員会総会及び翌九年二月パリで開催の法律分科会の審議などに参加しており(外務省記録B.10701「国際航空委員会関係一件」第一巻、昭和八年二月三一日付在パリ国際航空員会帝国代表者澤田廉三大使館参事官及び洪泰夫海軍少将より広田弘毅外務大臣宛公信国航委機密第二八号)、前記ジュネーヴの連盟臨時総会における日本代表団には加わってはいなかった(昭和八年一月 外務大臣官房人事課編『外務省年鑑』九六、一二五、一二七頁)。

なお、この臨時総会期間中(三月三日から二月九日まで)にあつても、ジュネーヴでは、一月一日に「成年婦女売買禁止ノ為ノ国際条約」の署名がなされ、これには横山正幸在ベルギー大使館参事官が委員(昭和八年一月一日任命)として参加し(外務省記録B.9.10.1.5「国際連盟婦人児童問題一件 成年婦女売買禁止会議関係(在寿府)」、同二八日には「避難民ノ国際的地位ニ関スル条約」が締結され、連盟事務総長より横山国際会議事務局長代理に認証謄本が送付されるなどしていた(外務省記録B.9.10.09「国際連盟避難民救済問題一件」、二月一八日付在寿

府横山国際会議事務局長代理より広田外務大臣宛公信普通本公第八六号)。しかし、これらのジュネーヴ会議に澤田廉三が参画していた形跡は見当たらない。

なお、廉三の夫人美喜は、一九三二(昭和六)年廉三のロンドン赴任の際、孤児院「ドクター・バーナードス・ホーム(Dr. Barnardo's Homes)」を訪れ、奉仕したり、翌年一月からのパリ赴任の際には「黒いヴィーナス」ジョセフィン・ベーカー(Josephine Baker)などに出会い、これらの出合いが、彼女が戦後一九四八(昭和二三)年二月に「エリザベス・サンダース・ホーム(Elizabeth Saunders Home)」を創設する、その下地になったという(澤田美喜『澤田美喜 黒い肌と白い心』サンダース・ホームへの道)(日本図書センター、二〇〇一年、九五―一〇六頁)。

(5) 一九三八年九月二九日、ミュンヘンに於けるチェンバレン(Arthur Neville Chamberlain)(英)・ダラディエ(Edouard Daladier)(仏)・ムッソリーニ(Benito Mussolini)(伊)・ヒトラー(Adolf Hitler)(独)の四カ国首脳会談で締結され、三〇日チェコスロバキア政府に提示され、受諾された「ミュンヘン協定(Munich Agreement)」で、スデーテン地方(Sudeten region)のナチス・ドイツへの割譲が決定され、一月一日同軍の侵攻により、五日ベネシユ(Eduard Benes)大統領は辞任し、二二日英国ロンドンに亡命、一月三〇日にはエミール・ハーン(Emil Hacha)が大統領とするチェコスロバキア共和国(Czechoslovak Republic)が成立した(Munich, Sep. 30, 1938 United Kingdom Delegation (Munich)

to Viscount Halifax (*Documents on British Foreign Policy 1919-1939 3rd.*, vol.II, doc. No. 1224, pp. 627-629), Prague, Dec. 5, 1938. Mr. Newton (Prague) to Viscount Halifax (Received Dec. 6) (*British Documents vol.III, doc. No. 398, pp. 380-381*)。

また、この頃在スウェーデン栗山茂公使は、「致国問題ヲ繞リ小協商ノ崩壊トナリ今ヤ小国ニ取リテハ今次ノ危機ニ逢シ英仏ノ機関タル聯盟ニ留マルコトモ迷惑シ居ル現状ニシテ我方トシテハ独逸等ノ如ク思切リテ此ノ種機構ニ寄与セラレサル御方針ノ下ニ裁判所ヨリモ其ノ聯盟トノ関係ナキニ至ラハ協力ヲ考慮スヘシトノ理由ニテ体好ク関係ヲ停止セララルコト望マシク特ニ近キ将来裁判官選挙ノ問題ニテ面目ヲ失スルカ如キコトアリテハ尚更面白カラスト思考ス」との意見具申を行っていた（前掲外務省記録B911082。昭和十三年一〇月二〇日發在スウェーデン栗山公使より近衛外務大臣宛電報第一一七号）。

(6) エドワルド・ベネシユ (Edvard Benes) は、一八八四年五月二八日ボヘミア (Bohemia) のコジュラニ (Kozlany) 生まれ。チェコスロバキア独立以前ブラハのカレル大学講師を務めていたが、第一次世界大戦中トマーシュ・マサリク (Tomás Masaryk) を助け独立運動を指揮。独立後一九一八から三五年まで外務大臣、一九三五年からマサリクの後任として第二代大統領に就任したが、三八年一〇月辞任、ロンドンに亡命した。四〇年亡命政府の大統領となり独立の回復に尽力。第二次大戦後大統領に復帰したが、四八年二月の政変によって六月七日に辞職。同年九月ボヘミアで死去（矢田部順二「チェコスロヴァキア国民委員会の成立

一九三八—三九年：亡命政治活動初期におけるE・ベネシユの苦悩」『修道法学』二七(一)、広島修道大学、二〇〇四年、二二—二四〇頁)。

(7) 澤田節蔵は、一八八四(明治一七)年鳥取県岩美郡浦富村生まれ、廉三の兄。一九〇八(明治四一)年一月外交官及領事官試験合格、一九〇九(明治四二)年七月東京帝大法科大学卒業後、英国大使館書記官、米国外務省参事官などを経て、一九二九(昭和四)年九月在ニューヨーク総領事、一九三〇(昭和五)年二月連盟事務局長に就任、満州事変処理に奔走。一九三三(昭和八)年八月日印通商問題協議のため代表委員に任命、次いで一九三四(昭和九)年から三八(昭和一三)年まで在ブラジル大使、同年一〇月国際会議帝國事務局長、一九三九(昭和一四)年一二月退官。大戦中は鈴木貫太郎内閣顧問。戦後は一九四九(昭和二四)年より東京外国語大学学長を務め、一九五四(昭和二九)年には日本政府代表としてユネスコ総会に出席するなどして、一九七六(昭和五二)年七月四日死去(昭和二十二年一二月 外務大臣官房人事課編『外務省年鑑 貳』二九九—三〇〇頁、澤田壽夫編『澤田節蔵回想録—外交官の生涯』一四二—一四九、二九九—三〇〇頁)。

(8) 満州事変に対しベネシユは、「本事件ニ直接ノ利害関係ヲ有セス從テ本問題自体ニ干与スル理由モナク必要モナキ次第」とし(昭和六年一二月一四日着在チェコスロバキア国堀田正昭公使より幣原喜重郎外務大臣宛電報第三八号(『日本外交文書 満州事変 第一巻 第三冊』五四—五四三 第527文書)、また、堀田公使に対し「知国ハ上海事件ニ直接利害関係無く日本ノ立場ニ充分ノ理解ヲ有シ居ルモ聯盟國中ニハ支那ニ同情

ヲ有スルモノモスカラス」と述べていたという(昭和七年三月二日着在ジュネーヴ澤田国際会議事務局長より芳澤外務大臣宛電報第一八五号『日本外交文書 満州事変 第二卷 第二册』一七五頁 第171文書)。

- (9) 一九三八(昭和二三)年二月外務省囑託の肩書で「官命ニ依リ」欧米各国を視察旅行した安岡正篤(外務省記録[290]26「旅券下付ニ関スル協議雑纂 「カード」ノ部(外交)」、「公用」)自昭和十三年七月二日至昭和十三年十二月二十八日)は、このドイツによるチェコ進攻に遭遇し、ヘス(Rudolf Hess)副総統に頼んで「ナチス軍制下下のプラハを仔細に観察することができた」が、後にある講演の中で當時を振り返って、「指導者の錯覚」として、「ベネシユは洗練された知識人であったが、近代インテリにありがちな傾向の人で、是非善悪を明弁せず、有力な相手方に対しては常に好意的・希望的に見て、ともすれば希望を現実のように錯覚しやすい嫌いがあった。」とベネシユを評した(安岡正篤『人づくりの原点』(ディ・シー・エス、二〇〇三年、三四頁))。

- (10) 仏国マタン紙(Matin)の論説委員ステファン・ローザンヌ(Stephane Lausanne)は、日中戦争について「支那の共產化無政府化」を述べ、「聯盟の態度の不当」を批難していた(外務省情報部編刊『世界新聞要覧(昭和十四年版) 上巻(満・支以外の各国)』一九三九年、三三頁)。

- (11) チェコスロヴァキアにおいては、当該一九三八年九月三〇日のミュンヘン会談の結果ズデーテン地方の独国への割譲を余儀なくされ、連盟の中心的人物であった同国のベネシユ大統領はその責任をとって一〇月五日に辞任したことは前述のとおりであるが、まさに「ジュネーヴは彼を失い、

彼は国を失った」のである。しかし、これに対して「ジュネーヴはまだ償い切れてはいない」、すなわち連盟はこの事態に対して妥当な行動を起していない、と皮肉っているのである(矢田部前掲論文)。

なお、長岡は「追懐録 続編」においてもベネシユを「『チェック』建国以来ノ外相トシテ、又聯盟創設時ヨリ今日迄同国ノ代表者トシテ、狭イ寿府ノ天地デハ相当ニ羽振ヨク、彼自身モ年ト共ニ自惚ヲ加ヘテ来タ、然シ彼ハ『マサリック』大統領ノ小者ニ過ギヌノデ、『マ』氏ノ前デハ恰然小羊ニ等シイ、——斯クシテ成リ上ツタ彼ノコト故、聯盟デ如何ニ広言ヲ吐イテモ夫レハ寿府丈ケノコトデ、若シ英仏ガ共同シテ命令スレバ、彼ハ甘ンジテ其願指ニ従フ底ノ人物デアル」と酷評している(外務省編『日本外交文書 日本外交追懐録(一九〇〇—一九三五)』五九五—五九六頁)。

他方、当時の在チェコスロヴァキア藤井啓之助公使は、このベネシユ大統領辞任について、「自己ノ就任当時ト現在ノ情勢トカ全ク異リ現地位ニ留マル時ハ致国ト隣接諸国トノ協調ノ妨トナルヘシトノ理由ニテ辞職」を宣言したが、「右ハ難破船ヲ見棄テントスル卑怯ナル行為ニアラス単ニ国家及国民ノ内政外交ノ健全ナル發展ヲ容易ナラシムル為ニ外ナラス」とベネシユを擁護している(外務省記録A41051「『チェッコ』問題一件 第一次『チェッコ』問題(ズデーテン)問題(独伊英、仏「ミュンヘン」会談ヲ含ム)』第二卷、昭和一三年一〇月六日発在チェコスロヴァキア藤井公使より近衛外務大臣宛電報第一三二一号)。

- (12) この「外務当局談」とは、本書簡が認められた一〇月二日より以前

一〇月三日付の「聯盟規約第十六条適用ニ関スル情報部長談」を指すものと史料される。同情報部長談は、「去ル三十日理事會ハ第十七条第三項ニ依リ聯盟國ハ日本ニ対シ規約第十六条ヲ個別的ニ適用シ得トノ報告ヲ採シタ第十七条第三項ノ適用ニ依リ聯盟ハ茲ニ日支間ニ戦争状態ノ存ヲ認定スル結果トナルノテアルカ——今ヤ理事會ハ対日制裁適用ニ関スル報告ヲ採シ日本ト聯盟ノ対立関係ハ明トナツタ事茲ニ至ツテハ從來帝國カ聯盟ニ対シ執リ来ツタ方針ハ是ヲ維持スルコト困難トナラサルヲ得ナイ」として、連盟との協力終止を示唆していた。なお、この「対聯盟協力終止ノ処理方針」は、本書簡が記された後の一〇月一四日の閣議において正式に決定され、その趣旨は「在仏大使ヨリ鮭延草間委員へ在蘭公使ヨリ長岡裁判官へ」伝達される旨、同日近衛外務大臣ヨリ在ジュネーヴ宇佐美珍彦国際会議事務局長代理宛て電報で伝えられ、その後「聯盟諸機関トノ協力終止ニ関スル情報部長談」として一月二日付で公表された（外務省編『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一七七〇—一七七二、一七七四—一七七五頁 第992、993、995文書）。

(13) ナミュール (Namur) は、ベルギーのワロン地域、ナミュール州の州都。第二次大戦中ドイツ軍のフランスへ至るルートとして侵攻、一九四〇年のアルデンヌ (Ardennes) の戦³、一九四四年のバルジ (Bulge) の戦⁴ においては前線地帯となり、非常な損害を被った。長岡は嘗て一九二一から一九二二までベルギーに在勤し、その印象を『白耳義及白耳義人』（富山房、一九一四年）にまとめている。

(14) 昭和十三年一〇月九日付の「国際聯盟諸機関トノ協力関係終止ノ実施要

綱」は、「国際司法裁判所規程ノ脱退ナル法律問題ニ触レス事実上司法裁判所トノ関係ヲ絶ツ」、「常設国際司法裁判所醸出金ハ支払ヲ停止ス」とし（外務省編『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一七七二—一七七三頁 第993文書付記）、これに関して「聯盟トノ協力関係断絶ニ関スル対処要綱」（日付不明）では、「国際司法裁判所ハ国際司法裁判所規程ニ依リ創設セラレ帝國ハ同規程ノ締約國ニシテ又同規程中ニハ脱退規定存立セス且聯盟國以外ニモ米國（加入議定書ヲ批准セサルモ裁判官ヲ出ス）、伯刺西爾、独逸、伊太利等ハ加入又ハ裁判官ヲ出シ居リ、独、伊ノ聯盟脱退後モ両國判事ノ残留セル事例ニモ鑑ミ（独判事「シユツキング」ハ其ノ後死亡シタルモ伊判事「アンヂロツチ」ハ現ニ判事ノ職ニアリ）長岡判事ノ進退モ來年末任期満了迄放置スルコトトシ其ノ後ハ後任判事ヲ出ササルコトト致度」、と説明されていた（前掲外務省記録B91.1082）。

(15) 昭和十三年一〇月付条約局第三課作成の「国際聯盟諸機関トノ協力関係終止問題 擬問擬答」では、裁判所規程には、「脱退規程ヲ存セス、昭和四年規程改正會議ニ於テ問題ト為リ脱退ハ可能ナリトスル説ト不可能ナリトスル説アリテ意見一致ヲ見サリキ。仍テ我方ハ今回ノ措置ヲ執ルニ當リ国際司法裁判所規程ノ脱退ナル理論問題ニ触ルルコトナク、今後裁判所ニ対スル分担金ノ支払ヲ停止シ、明年ノ裁判官改選ニハ候補者ヲ出サズ、事実上裁判所トノ協力関係ヲ無クスル方針ナリ。（措置案ニ聯盟諸機関トノ協力関係ノ断絶又ハ脱退ナル文字ヲ使用セスシテ終止ナル文字ヲ使用シタル事由茲ニ在リ）」とされていた（前掲外務省記録B91.1082）。

(16) 山田三良は、一八六九（明治二）年奈良県生まれ。一八九六（明治二九）

年帝国大学法科大学卒業後、同大学院、助教授を経て、一九〇一(明治三四)年同教授。一九三〇(昭和五)年三月定年退職を前にして、二月二日常設仲裁裁判所裁判官に任命され、任期六年後の一九三六(昭和一一)年二月二日再任された。なお当時、一九三八(昭和一三)年三月時点の常設仲裁裁判所日本国別裁判官団は、山田のほか、織田萬(昭和九年三月一四日再任)、長岡春一(昭和一〇年二月二日安達峰一郎の後任)及び立作太郎(昭和一〇年一月二日富井政章の後任)で構成されていた(昭和一一年二月二日発広田弘毅外務大臣より在蘭国武富敏彦公使宛電報第三号、Cour Permanente d'Arbitrage: "A la du 8 mars 1938 la Cour était Composee suit" p.9, 昭和一九年三月二日調 条約局第二課作成「常設仲裁裁判所裁判官名表」、外務省記録B:10203-1「海牙仲裁裁判所関係雑件 裁判官任免関係」第二巻)。

- (17) 織田萬は、一九三〇(昭和五)年に九年間の常設国際司法裁判所判事の任期が満了となり、帰国後貴族院議員に勅選され、一九三六(昭和一一)年には立命館の学長事務取扱に就任していたが、一九三八(昭和一二)年「本年五月ブラッセル市ニ於テ開催ノ第十九回学士院聯合会會議ニ帝國学士院代表員トシテ参列シ併セテ各国ノ学士院ニ於ケル同會議トノ共同事業状況並学事視察ノ為」ヨーロッパ各国へ派遣された(昭和一三年三月一五日付木戸幸一文部大臣より広田外務大臣宛織田萬公用旅券申請(外務省記録J20J26「旅券下付」関スル協議雑纂「カード」ノ部(外交)、(公用)「昭和一三年一月一六月)」。なお、一九三八年七月二五日付原田健国際会議事務局政治部事務官の父親宛書簡によれば、「織田萬博士

は去る五月ブラッセルに於ける万国学士院総会に出席後、各地巡歴の途上久々に当地に立寄られ三日間逗留されましたので出来るだけ接待を致しました」ということであつた(原田和歌子編『原田健遺集』(河北印刷株式会社 一九七四年、七二頁)。

- (18) 当時の条約局長は三谷隆信。

- (19) 長岡は、一九三九(昭和一四)年三月七日、アンチロッツ(Antichrott)伊国裁判官との間で、「帝国ハ聯盟諸機關ニ対スル協力終止ヲ昨秋聯盟ニ通告シタルヲ以テ我國別団ハ候補者指名ヲ為サスト思考スル処自分ニ関スル限り立候補ノ意思ナキハ之ヲ明言シ得ト答ヘタルニ同氏ハ日本ノ国別団カ右様ノ態度ヲ執ル場合ニハ伊国別団モ亦同一態度ニ出ツヘシト述ヘタリ」と報告したうえで、「司法裁判所カ聯盟ト分離セサル限り其ノ裁判候補者指名ニ協力スルコト出来サル旨ヲ明記セル返書ヲ事務総長ニ送り対司法裁判所態度ヲ闡明スル方然ルヘシ」とのアンチロッツの意見に同調している(外務省記録B:91032 昭和一四年三月九日発在ハーグ萩原徹代理公使より有田八郎外務大臣宛電報第一九号)。

(『日本外交文書』編纂委員)